

会社のゴム印および代表者印を必ずお持ち下さい。

I 新規許可から連絡書の交付まで

1 登録免許税届出書

許可時から1カ月以内に登録免許税を支払い、領収書を貼りつけ運輸支局へ提出する。

[必要な書類]

- 支払った領収書
- ゴム印・代表者印

2 運行管理者選任届

[必要な書類]

- 運行管理者の資格者コピー

3 整備管理者選任届

(1) 整備士資格で選任する場合

[必要な書類]

- 整備士の合格証コピー又は整備士手帳原本

(2) 2年間の実務経験及び選任前研修受講で選任する場合

[必要な書類]

- 経験を積んだ事業所の実務経験証明書
- 選任前研修修了証のコピー

4 運賃届出

[必要な書類]

- ゴム印・代表者印

5 一般(特定)貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認について

事業用自動車連絡書(全台数分)提出

※上記1~4が終わってからの届出になります。

※新規許可申請時より車両の変更がある場合、「運輸開始前の車両変更届」が必要になります。

[必要な書類]

- ゴム印・代表者印
- 運行管理者選任届出(控)のコピー
- 整備管理者選任届(控)のコピー
- 選任運転者の運転免許証のコピー
(許可申請時に提出しており変更が無い場合は不要)
- 労働保険(労災保険・雇用保険)の加入状況(加入人員)が分かるもの
※保険関係成立届(写)など
- 社会保険(健康保険・厚生年金)の加入状況(加入人員)が分かるもの
※新規適用届(写)など
- 連絡書を交付する車両の「車台番号」「年式」「メーカー名」「最大積載量」「種別」が分かるもの(全台数分)
※車検証のコピー 等

II 車両の登録について

車両の登録については、下記の窓口にお問い合わせください。

※音声案内時に「026」を押すとオペレーター呼出しができます。

福岡運輸支局 登録部門（福岡ナンバー） TEL050-5540-2078

北九州登録事務所（北九州ナンバー） TEL 050-5540-2079

筑豊登録事務所（筑豊ナンバー） TEL 050-5540-2080

久留米登録事務所（久留米ナンバー） TEL 050-5540-2081

III 車両登録後、運輸開始届まで

車両 車両登録後運輸開始届が必要になります。

1 運輸開始届

[必要な書類]

- 車検証のコピー（全台数分）
- 一般自動車損害保険（任意保険）の契約者、保険内容の確認できる書面
※保険証の写し等
- 登記事項証明書
※法人を設立した場合、目的や役員を変更した場合等のみ
- 労働保険（労災保険・雇用保険）の加入状況（加入人員）が分かるもの
※既に員数が分かる書類を提出している場合は不要
- 社会保険（健康保険・厚生年金）の加入状況（加入人員）が分かるもの
※既に員数が分かる書類を提出している場合は不要